

(参考)資料で引用している民間認証 GAP の関係規定抜粋

1 JGAP 青果物 2022

8. 用語の定義

は-8) 肥料等：本書では、土壌改良資材、土壌活性材、葉面散布剤、堆肥、敷き草（稲わら、刈り草、樹木の皮等の資材）およびその他の資材（登録のない肥料効果を目的とした資材、植物活性剤・忌避剤・バイオスティミュラント等）も肥料と同じ管理点で扱い、これらと肥料の総称のこと。

3 人権の尊重と労務管理

3.8 (重要) 十分な話し合いに基づく家族経営

家族の作業者がいる場合、家族全員が働きやすい就業環境を整えるために、家族間の十分な話し合いに基づく家族経営を実施している。

7 生産工程におけるリスク管理

7.3.1 (必須) 青果物特有のリスク

該当する場合、管理点 7.3 のリスク評価には以下を必ず評価の対象としている。

(2) りんご、梨のパツリン（カビ毒）汚染

11 エネルギー等の管理、地球温暖化防止

11.2 (重要) 省エネルギーの推進

温室効果ガス削減対策のために、以下に取り組んでいる。

- (1) 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量の把握
- (2) 施設、機械の省エネルギーのための計画を文書化および実施
- (3) 再生可能エネルギーの採用の検討

C6 肥料等の管理

C6.1 肥料等の選択・計画

C6.1.2 (重要) 肥料成分の把握

適切な肥料投入量の計算に必要な肥料等の成分を把握するために、以下に取り組んでいる。

- (1) 購入した肥料等の成分がわかる文書の保管
- (2) 自家製堆肥等、成分表がないものについては、検査機関による分析または書籍等による標準的な成分量の把握

C6.1.3 (必須) 適切な施肥設計

適切な施肥管理および温室効果ガス低減対策のために、肥料の責任者は以下の取組を行っている。

- (1) 施肥設計には、使用する肥料名と含有成分比率、投入量と 10a 当たりの成分量、施肥方法、施肥時期・タイミングが記載されている。施肥時期・タイミングは食品安全について配慮している。
- (2) 施肥設計は、以下の情報を元に、品質向上や収量向上と環境保全のバランスを考慮していることを説明できる。

- (a) 過去の生産実績（作物の収量、品質）と施肥結果との関係
- (b) 土壌診断の結果
- (c) 行政または農協の標準施肥量・栽培暦の標準施肥量
- (d) 土づくり（管理点 C1.3）
- (e) その地域および下流域における肥料による水質汚染に関する情報
- (f) 使用する肥料が地球温暖化に及ぼす影響（亜酸化窒素の排出）

C6.1.4（必須）肥料等の安全性

使用する肥料等の安全性の確保、土壌・農産物の汚染防止のために、肥料等について以下に取り組んでいる。

- (1) 肥料等に含まれる放射性物質が国の基準値内であることの確認
- (2) 行政による公定規格に合格した肥料以外の肥料等は、原材料（採取地等の由来含む）、製造工程または検査結果の把握による農産物に危害を及ぼす要因がないことの確認
- (3) 堆肥の適切な発酵期間・温度の確保などによる病原性微生物対策や雑草種子等の殺滅対策の実施
- (4) その他水源や土壌を汚染する可能性のあるものの不使用
- (5) 肥料等の購入は信頼できる業者を選んでおり、選定理由を説明できること
- (6) その他使用上の注意の遵守

C6.1.5（必須）家畜ふん堆肥の安全性

家畜ふん堆肥による農産物の病原性微生物汚染を防ぐために、付属書 C6.1.5 に基づいた家畜ふん堆肥の管理を行っている。

- a. 農産物ごとまたは類似するグループごとに以下を文書化している。
 - (1) 作業工程
 - (2) 工程で使用する主要な資源（土、水、種苗、農薬、肥料、包装資材、設備、機械、器具等）
 - (3) 農産物への交差汚染・異物混入の可能性のある設備・機械・資材等
- b. 各工程が、現状と合っているか現場で確認している。

2 GLOBALG.A.P.（総合農場保証規格 SMART、青果物に関する原則と基準、日本語版 6.0）

FV-23 エネルギー効率

FV-Smart 23.01（上位の義務）

[原則]

農場でのエネルギー使用量をモニタリングしている。

FV-Smart23.02（下位の義務）

[原則]

モニタリングの結果に基づき、農場のエネルギー効率改善計画がある。

FV-Smart 23.03（下位の義務）

[原則]

エネルギー効率改善計画は、非再生可能エネルギーの使用量を最小限にすることを考慮している。

FV-Smart23.04（推奨事項）

[原則]

エネルギーの管理は測定指標で裏付けられている。

FV-Smart 24 温室効果ガスと気候変動

FV-Smart 24.01 (推奨事項)

[原則]

農場は温室効果ガス(GHG)*の排出量の削減と大気からの吸収に貢献している。

*温室効果ガス (GHG) 排出量は、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、フッ素系ガスなどを指す。地球温暖化への影響がそれぞれ異なるため、CO₂ 相当量 (CO₂e) として産出されることもある。

FV-Smart 24.02 (推奨事項)

[原則]

農場では、土壌とバイオマス中の有機炭素の形成を促進している。

FV-Smart 24.03 (推奨事項)

[原則]

大気中の温室効果ガス (GHG) の削減と吸収に対する農場の貢献は測定指標で裏付けられている。

FV-Smart 29 肥料とバイオスティミュラント

FV-Smart 29.01 施肥記録

FV-Smart 29.01.01 (上位の義務)

[原則]

すべての肥料とバイオスティミュラントの施用に関する最新の記録がある。

FV-Smart 29.01.02 (下位の義務)

[原則]

すべての肥料散布の記録は以下を含まなければならない。

[基準]

地理的な地域、および圃場、果樹園、温室の名称または呼称情報

FV-Smart 29.01.03 (下位の義務)

[原則]

すべての肥料散布の記録は以下を含まなければならない。

[基準]

日付

FV-Smart 29.01.04

[原則]

すべての肥料散布の記録は以下を含まなければならない。

[基準]

名称と種類

FV-Smart 29.01.05

[原則]

すべての肥料散布の記録は以下を含まなければならない。

[基準]

量（該当する場合、施用率または濃度）

FV-Smart 29.01.07（推奨事項）

[原則]

肥料の管理は測定指標で裏付けられている。

FV-Smart 29.03 有機肥料

FV-Smart 29.03.01（上位の義務）

[原則]

有機肥料のリスク評価を、使用目的に沿って実施している。

FV-Smart 29.03.02（上位の義務）

[原則]

有機肥料の施用から収穫までの間隔は、食品の安全性を損なっていない。

FV-Smart 29.03.03（上位の義務）

[原則]

農場では人糞尿を含む下水汚泥を使用することは禁止している。